

平成28年第3回八峰町議会臨時会会議録

平成28年2月12日（金曜日）

議事日程第1号

平成28年2月12日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第 3号 八峰町特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例制定について
- 第5 議案第 4号 八峰町教育長の給与の減額に関する条例制定について

出席議員（12人）

1番 鈴木一彦	2番 笠原吉範	3番 水木壽保
4番 須藤正人	5番 腰山良悦	6番 柴田正高
7番 皆川鉄也	8番 嶋津宣美	9番 菊地薫
10番 山本優人	11番 門脇直樹	12番 芦崎達美

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	田村正
税務会計課長	金平公明	企画財政課長	須藤徳雄
福祉保健課長	大高伸一	教育次長	金田千秋
農林振興課長	佐々木喜兵衛	建設課長	日沼正明
農業委員会事務局長	米森博孝	学校給食センター所長	木村学
あきた白神体験センター所長	佐藤博孝		

議会事務局職員出席者

午前10時00分 開 会

○議長（芦崎達美君） おはようございます。これより平成28年第2回八峰町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、9番菊地薫君、10番山本優人君、11番門脇直樹君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆様、おはようございます。

本日、平28年第2回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しいところご出席をいただき、誠に有難うございます。

「あきた白神体験センター」については、平成19年度から25年度にかけて、不適正な経理があったことに対し、改めてお詫び申し上げます。

この件につきましては、町監査委員から平成27年12月25日付で提出された監査報告を受けて、議員の皆様には、平成28年1月11日の議会全員協議会に報告するとともに町の考え方についても申し上げたところであります。

その際、町の今後の対応として

（1）既に改善措置がとられているが、今回の監査の意見も踏まえ全職員に順法性を重視した事務執行や公金管理に努めるよう改めて指導すること。

（2）体験センター利用者の信頼回復に努めるとともに、今まで以上にお客様に満足して貰えるサービス提供に努め、お客様拡大に一層努力すること。

(3) 業務執行における報告・連絡・相談の体制を再徹底させ、管理者との意思疎通を密にし、速やかに業務改善が図られる体制をつくること。

(4) 不適正な取り扱いに対する責任については、今後、精査、検討していきます。と申し上げ、議員の皆様からのご意見を頂いたところであります。

議員の皆様からは、おおむね次のようなことが求められました。

(1) 住民の信頼を回復するため、公金の重さ、適正な会計処理の徹底を図ること。

(2) 責任を明らかにすること。

(3) 説明責任を果たすこと。

それを受けながら、町としての対処であります。

(1) 適正な公金管理や会計処理を徹底する。

1. 課長会議を通じて、適正な公金管理と会計処理を職員に再徹底を図ることを指示指導した。今後も随時点検をしていきたい。

2. 新たに「八峰町公金管理適正化指針」を作成し、全職員に周知徹底を図ることとした。

(2) 責任を明らかにするため、特別職3人の処分を行う。

町長・・・指定管理者として、全体的責任者として3月の給料10分の1を減額

副町長・・・職員管理の責任者として3月の給料10分の1を減額

教育長・・・管轄部署の責任者として、旧所長として3月の給料10分の1を減額

職員の処分は、2月8日の教育委員会で「八峰町職員の懲戒処分等の指針」に基づき関係職員の処分を決定し、同日付で発令した。

生涯学習課長・・・当時の所長として、不適正処理の責任を問われ3月の給料10分の1減額

その他当時の職員として訓告が1名、嚴重注意が2名

(3) 説明責任については、不適正処理の発生から今回の処分までの経過について、次回広報で住民に明らかにしたい。

以上の対処を行い、今回の事案を深く反省しながら、二度と同じ誤りを繰り返さないよう、普段の努力を積み重ね、町民と体験センター利用者の信頼回復に努めてまいりますので、議員皆様のご理解をお願い申し上げます。

それでは、今議会臨時会に提案している議案についてご説明致します。

議案第3号「八峰町特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例制定につい

て」は、町長と副町長の3月分の給料を10分の1減額するという条例であります。

議案第4号「八峰町教育長の給与の減額に関する条例制定について」は、教育長の3月分の給料を10分の1減額するという条例であります。

今議会臨時会の議案は2件であります。宜しくご審議のうえ、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芦崎達美君） 議長報告につきましては別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

日程第4 議案第3号 八峰町特別職の職員で常勤の者の給与の減額に関する条例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第3号 八峰町特別職の職員で常勤の者の給与の減額に関する条例制定について説明をいたします。

八峰町特別職の職員で常勤の者の給与の減額に関する条例制定を別紙のとおり制定する。本日提出であります。

提案理由については先ほども申し上げましたけども、町長、及び副町長の給与を減額する必要があるため条例制定するものであります。

10ページをお開きください。八峰町特別職の職員で常勤の者の給与の減額に関する条例。第1条、町長及び副町長の給与月額については平成28年3月分に限り、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例第3条の規定に関わらず、同条に規定する額に10分の1を乗じて得た額を減じた額を支給する。附則として、この条例は公布の日から施行する。2つ目にこの条例は平成28年3月31日限り、その効力を失う。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 質問します。まず今回の減額に関する条例制定の内容について確認なんですけども、1月11日に全協の中で町長から資料を出されて説明を受けた、例えば、公金として扱うのは一部であってなんとか協議会の方でやったのはあれは公金でない、これについてはわかりございませんか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。2つに渡って指摘をされておりますが、1点目については事実でございますので、その点については我々としてもその通り受け止

めたいと思います。ただ協議会については、独自の協議会の規約やあるいは決算、監査まで含めて自主的に運営している団体でありますので、そのお金が自由に体験センターの職員が使えるようなお金ではないという主旨からすると受け止め方としては差異があるというふうに感じています。

○議長（芦崎達美君） 他に質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 今回の職員の処分については、任命権者の裁量によって決定すべきとされております。法律による詳細な規定はありませんけれども、人事院の処分の指針や他の自治体の事例等を参考にされなかったのかどうか、という点、それから、今回の職員の処分については自治法や地方公務員法の何条に違反したという判断の元の処分なのか、それから、三役に対する処分、皆さん一律の処分であります、だとすれば、責任は三者三様同率の責任だという考えのもとで行われる、今回の議案の提案となったのか、以上についてお尋ねします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。今回の職員は全て教育委員会所属でありますので、処分の権限は教育委員会にございます。従って、2月8日の定例教育委員会で処分内容を決定しました。その処分内容の決定結果を聞きますと、これは当然職員全体がそうなんです、人事院の指針がございまして、その指針を元にしながらさきほどお答えしましたように町の指針がございまして、その指針に基づきながら処分を決定したというふうに考えています。しかも処分の、先ほど申し上げた根拠でありますけれども、地方公務員法の29条第1項第1号の規定ということと、先ほど申し上げた指針に基づきながら処分をしたということです。それから三役一律の話でありますけれども、先ほど申し上げたように私は指定管理者として全体の責任者として、副町長は職員全体の管理、それからまた教育長は担当部署の責任者、さらには旧所長であったと。それぞれの任務がありますので、その任務に応じて考えた場合にどちらもですね、そのくらいの責任はあるということを出した結果が一律という結果になったということでもあります。

○議長（芦崎達美君） 他に質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 職員の処分については地方公務員法の29条、職務上の義務違反に当たるということで処分されたという今説明でありましたが、私が調べたところでは自治法の235の4、歳入歳出外現金について定めた条文でありますけれども、皆さんご存知だろうと思いますけれども、この歳入歳出外現金というのは法律または政令の規定により、

地方公共団体の保管すべき現金のことを示しています。そして自治令の168条の7では、歳入歳出外現金の取り扱いについて定めております。それによれば、歳入歳出外現金の出納機関は、出納長または収入役でなければ行うことが出来ないと定めております。そして地方公共団体の長の通知がなければ歳入歳出外現金の出納をすることができないと定めております。今回のジュース等の販売で得たお金は全て歳入歳出外現金扱いにしなければいけなかったんではと思います。

そのほかにも、地方公務員法の32条、これは法令及び上司の命令に従うことを義務付けた法律であります。今回のお金の出し入れは全て町の指示に従って行われたものではなく、職員単独で行った行為であります。

他に地方公務員法33条、信用失墜の行為の禁止、これにも違反いたします。町の信用を著しく傷つけたものであります。

能代市の男性主査、国勢調査の件に関してですけれども、これもこの信用失墜ということであります。それから男鹿地区消防署の職員3名、消防学校でツイッターに上半身裸で載せたという、これについても公務員の信頼を損ねたとして処分されております。

たった一つの法律に違反しただけで能代市の職員は今回と同じ、減給10分の1、1か月。

男鹿の消防署の職員は指導者的な立場にあった職員が減給10分の1、3か月。町の処分よりも厳しい処分を課せられております。

それから、町の財務規則にも違反しているのではないかと私は思っております。例えば、立替払いの禁止、今回その不正で得たお金で冷蔵庫だとか電子レンジだとか、いろいろ購入されているが、購入品を物品を買った場合はその金額に見合うだけのものかどうかという検査を受けなければならないことに財務規則で定めております。そしてそれが取得価格に見合うものであれば当然物品台帳に記載し標識を付すということになっております。これらの一連の行為にも反しているわけでありまして。こういうちゃんとした方に違反していると、この29条だけでなく、その他にもたくさんの法に違反しています。そういうことを全然考慮しないで、ただ町の処分規定、それだけを準用してやったということであればちょっと情けないという感じがいたします。

それから、他の自治体でいろいろあちこちでこういう不正なことが行われて処分されているわけですが、他に似たような事例がないかということで私なりに調べてまいりました。そしたら静岡県のある自治体で。町営の産直で農産物等の販売額を過少に入金し差額を裏金として職員の飲食や課内の雑用品の購入に使っていたという点

であります。その結果、担当した職員は全額町に弁済し懲戒免職になっています。こういう事例等と比較してあまりにも今回の町の処分は軽すぎるんじゃないかという気がしますけども、私の今の発言を受けてどのように感じましたか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。いろいろ条項申し上げられましたけれども、それについては申し上げませんが、いずれにしてもやった事実についてはおっしゃる通り不適正であったということは認めております。ただ、処分については人事院の指針がありましてそれに基づいて八峰町の職員懲戒処分等の指針というのがありましたから、その指針の中身に基づいて処分をしていくという状態になっていますから、これは処分というのは個人の人権にもかかわる問題ですから、やみくもに根拠のない処分を出す訳にはまいりませんので、一応やっぱり指針に基づきながら今回は出したと。これが例えば横領であるとか犯罪的なものであれば指針に基づきましても懲戒免職とかそういう厳しい処分になりますけど、今回の不適正な経理の処分についてはこの指針から行くと戒告又は減給になっています。その中の減給を今回は課したという状況でありますので、決してこの指針から行くと軽い方ではなくって責任の重い方を選択したということでもありますからご理解をしていただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 他に質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 今町長の説明で、横領罪、横領に当たらないということで今回のような処分になったというお話でございました。論文として上子秋生さんという方が地方公務員の懲戒処分の対象の範囲についてという考察があります。この中で、公金官物処理不適正については自己保管中の公金の流用及び公金又は官物の不適正な処理とされているので、横領罪に当たる、このように述べております。

今回警察の捜査も入らなかったようですので、これに当たるのかどうか、おそらく紙一重、その人の判断だろうとこう思います。あくまでも先ほども申し述べましたように、職員の処分は任命権者の裁量によって決定されるものでありますので、私としてどうのとは言えない立場でありますけども、当然この決定を下された町長がこれで良しと、こういうことで10分の1、1か月という裁定を下されたんでしょから、これについては私ども賛成とか反対とか言える立場ではございません。ただ、他の実態の事例を参考にさせていただいたかったなというのが素直な気持ちであります。能代市の場合は他自治体の状況に準じて決定したと、こう報道されております。うちの方もせめて他の自治体の

事例、さっき述べたように、他の自治体では非常に厳しい処分を科しているわけです。それと比して非常にうちの方は甘かったなど。今後再発防止に努めると述べておりますので、そういう意味でも厳しい処分ではよかったのではないかなと思います。今一度町長の考えをお聞かせください。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今回の監査報告では、やり取りしたお金の額を確定するという監査報告を受けておりますけれども、監査の方からもこれは横領であるとかそういう指摘は全然受けておりません。そういう意味では既に26年度に正常な形でやって今現在で来ているわけですので、その措置は十分果たしていると思います。ただ、いろいろな苦勞をしながら運営をしてきた実態の中で発生したことでありますから、職員のその間の努力とかそういうものもまた評価をしていかなければならない面もあるのではないかな。やみくもに職員を処分して陥れるということではなくて、やっぱり正すべきは正しながら、しかもこの後に生かしていくということもまた必要ではないかと考えておりますので、先ほど申し上げた通り、今回のものを反省しながら同じような過ちを繰り返さないように職員にも徹底を図り、我々もまたそれに向かって努力をしていきたいと考えております。

○議長（芦崎達美君） 他に質疑ありませんか。9番菊地薫君。

○9番（菊地 薫君） 今日の説明を聞きまして改めてこの監査委員の立場と町の立場、この事の重大さの捉え方の違いというのが改めてまた分かった次第であります。確かに開所当初から難儀して職務を務められたと思います。しかしこの職員はですね、昨日今日職員になったわけではなくてですね、数十年務められた職員であり、管理職を目前にした職員でもあります。その職員が自治法やら公務員法やらそういうものを無視した、あるいはわからなかった、知らなかった、それはわかりません。しかしながら懐に入れたわけではないと言いながら、事実は事実として存在したんですよね。それを対外的にもマスコミを通してあれだけ大々的に報道され、そしてまた、その結果町の信用度、ましてや議会に対しても信用というのを失墜させたこの事実はどうしようもないんです。この処分に関して今公表された、それが今住民がこれで幕引きを図ったのかとこう思われても仕方がない面も多々あると思います。町長がさっき私利私欲のために職員がやった行為ではないと説明されているようでもありますけれども、じゃあそれに関わる法的な部分はどうなるのかという点ですね。その点私は非常に疑問が残るわけです。職員の処分

というもの、教育委員会の所管であるようではすけれども、職員の処分がこうであるならば、逆に、責任ある職員ですので、管理職としてそれ以上の処分というものを自らに科す、そういう立場を取ってほしかったなというのが私の思いであります。先程の答弁と繰り返しになるでしょうが、私のこの思いがまちがってますでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） いずれ監査報告が出て以来、マスコミ報道されて町民にもかなり迷惑をかけたということは間違えの無い事実でございますので、その点については我々としても深く反省をしている所であります。いずれ職員がやった事実関係についてはそれはそれとして認めているわけではすけれども、ただ悪意を持ってしかも自分個人の利益をせしめるためにやった行為ではなかったのではないかなというふうに認識をしております。職員の処分は処分としながら、我々の処分ももっと重くするべきじゃないかという菊地さんの見解でございますが、我々の処分というのは基準は確かにないわけでありましてけれども、実害のある処分をするというのはかなりの判断をしながら出さなければならぬ、やみくもにこれをやればよいという考え方は、持ってませんけれども、今回の事案については職員もいろいろあったけれどもこういう事実が発生してしまったという事実を素直に認めながら、職員自身についてもやった行為についての責任は問うていくと。しかし我々としても事前に指導するあるいは察知しながら早く手を打つというができなかったという責任はありますので、その部分についてはやはり明らかにしてかなければならないということで今回の処分が決定したわけですので、我々としてもいろんな形で熟慮をしながら今回の処分については決めたわけでありまして、ただ簡単にこれでいいと出した処分ではありませんのでご理解いただければありがたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 他に質疑ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） さっき確認しましたけれども、すべて公金でないと。ちょっと引っかかるのは監査報告の中でも裏金をつくってどうのという表現になっているわけですが、体験センターの連絡協議会、これを監査の方では公金だ、町の方では公金でないと。そうすると監査委員の方の認識というのは何を根拠にこれを公金とするのか、その辺はどう思いますか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 公金の場合は、職員の責任で大整理が出来るというふうなことになると思いますが、この協議会のお金については職員の判断で適当に払ったりするとい

うことはできない、会自体の運営の中で発生してる予算とか決算をやっているお金でありますので、それは町の方には一銭も入って来ないお金であります。実際26年に監査からも指摘された時は、その時点では監査からもこれも裏金だという話も無かった。今回の監査の中ではそれが裏金という形で出てきました。そしてまた、26年にこの協議会のいろんな話をされた時に、事務的なものを職員に担当させてあったということでこれは話すべきだということで改善をしたんですけども、その際協議会自体も解散しております、その金は町の方にはもちろん1銭も入るわけではなくて協議会の構成員の中でそれは全部処理をしていますので、公金ではないという認識ではなっております。

○議長（芦崎達美君） 他に質疑ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 監査の方々長い間監査やっているわけで、何が公金で何が公金でないかわかるはずですけども、そういう解釈されるということがちょっと残念だと感じています。回答ありません。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

□□□□□□□□□□（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 他に質疑がないようですので質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

□□□□□□□□□□（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論はないようですので討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 八峰町教育長の給与の減額に関する条例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第4号 八峰町教育長の給与の減額に関する条例制定について説明をいたします。

八峰町教育長の給与の減額に関する条例制定を別紙のとおり制定する。本日提出であります。

提案理由は、教育長の給与を減額する必要があるため、条例制定するものであります。  
次のページをお開きください。

#### 八峰町教育長の給与の減額に関する条例

第1条 教育長の給与月額については、平成28年3月分に限り、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額に10分の1を乗じて得た額を減じた額を支給する。

附則であります、この条例は公布の日から施行する。2つ目にこの条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

9番菊地薫君。

○9番（菊地 薫君） 前センター長でありました千葉教育長に一言伺いますが、全協の最後ですね、千葉教育長からは一言も今回の件に関する思い、考えというものを伺っておりませんので、ここで一言ですね、この件に関する考え方を述べていただきたいと思いますがいかがでしょう。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） ご質問にお答えいたします。

私は平成19年発足当時から平成23年度まで体験センターの所長という身分と、教育委員会の部署ということでの責任ということ非常に今回の監査委員からのご指摘、また町長からこの処分についても重く受け止めております。

所長といえどもなかなか現場に行ってその相談を聞いたり困ったことないかということで職員と話をする機会がなかったわけですけど、今思うとやはり運営について何か困った事ないかということをもっともっと突っ込んで聞くべきであったなど、もっと時間を取って体験センターに通って困ったことがないかと聞くべきであったと反省している所です。今回町長から、議会に提案させていただいたこの教育長に減額に関する条例については、先般の教育委員会で同意を頂きました。やはり同じような指摘を頂きましたけれども、重く受け止めて今後教育委員会の部署でありますので、気を引き締めて運営に携わってまいりたいと思います。非常に反省をしております。以上であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

□□□□□□□□□□（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 他に質疑がないようですので質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 反対の立場で討論させていただきます。職員は公人としての心得や緊張感を持って職務に当たるべきだろうと思います。それを監督する方の責任は非常に重いと。監督不行届であったがゆえにこのような不祥事が発生したところと思っています。

先ほど質疑の中で申し述べましたけれども、他の自治体の処分事例と比較しても非常に軽い処分になっております。以上のような観点から私は今回の提案議案には反対致します。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 賛成討論をいたします。センターがオープン当初、センター長はじめその下の職員、こういう旅館業というサービス業には触れるのは初めてであったのではないかと思います。そのオープンする前の詰めが甘かったとそう思います。その後オープンした中でいろんな問題が出てきた。例えばお客さんに対する対応やお客さんの要望、それに応えるために今回このような会計運営が始まったというふうに思います。これは全く公務員がサービス業を行っていく、そのための不慣れさ、それが一番大きな要因であったような気がします。そういうことを考えると、今回その差額のお金で飲食をしたことでもないし、自分の袖に入れた事でもない、そういうふうなことを考えて行くときに、私は今回の今町長が発言したその罪の重大さ、そしてこれからの対応、そういうものを考えた時に、私は今回の処分が非常に重いものであるというふうに思います。そういう形で私は賛成をいたしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 私からの賛成の討論をさせていただきたいと思います。今回の一連の問題は、やはり須藤議員がおっしゃったように詰め甘さにあったろうと思いますし、もう何年も公務員をやっていたらわかっているべき問題でもあったろうなとも思っています。この事の重大さのために今回の処分に至ったわけでありますから、これは今回提案しておりますことに大変私は重い処分だという具合に思っております。町の方でもそれぞれの地域性やあるいは町の置かれている立場など十分考慮した上での懲罰規定だろうと思います。大都市と一緒に懲罰規定ではなく、町当局がいろんな法律を参考にしながら作った懲罰規定だろうと思います。その中での減給処分の懲戒処分というの

は極めて重い処分だろうという具合に私は認識をいたしております。

ただ、残念なのはこの問題が生じた時に、議会代表の監査委員から私共にもう少し早めに相談をしていただければ私どもも何らかの対応が出来たんじゃないかな、相談に応じることも出来たんじゃないかな、今非常にそのことが悔やまれてなりません。ただ、これからいろいろな形でまた町の事業計画があるわけですので、今一度職員の皆さん、襟を正して適正な業務執行に努めていただきたいというふうなことをお願いして賛成討論に変えたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。

□□□□□□□□□□（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論はないようですので討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

この採決は起立で行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（芦崎達美君） 起立多数です。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもって平成28年第2回八峰町議会臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

---

午前 10時44分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長

---

同 署名議員 9 番

---

同 署名議員 10 番

---

同 署名議員 11 番

---